



自費訪問看護・外出同行サービス契約書

第1条（事業者の位置付けと目的）

甲（ミテマツ在宅ケア・ペット共生サポート 代表 松島亜紀子）は、看護師資格を有する個人事業主であり、乙（利用者）に対し、医療保険法・介護保険法に基づく訪問看護事業所ではない自費の訪問介護看護サービスおよび生活支援サービスを提供します。

本サービスは医療機関には該当せず、甲は診断・治療方針の決定その他医師にのみ認められる医行為を行いません。医師の指示が必要な行為については、乙が主治医と連携し、必要な指示書を取得するものとします。

第2条（サービス内容と利用条件）

1. 生活支援：療養環境の整備、食事準備、掃除等の生活支援（ただし、専門的家事代行ではなく、看護業務の範囲で必要最小限の支援）。
2. 健康管理支援（在宅ケア）：バイタル測定、服薬確認、体調観察、生活相談、清拭、爪切り、見守り、食事介助、排泄ケア、入浴支援等。
3. 医療的ケア：主治医の指示書に基づく診療の補助（吸引、経管栄養、創傷処置、インスリン注射の実施または補助、点滴管理、カテーテル管理、創部処置等）。
4. 外出同行看護：福祉タクシーから降りた後の外出時の付き添い・見守り・健康管理等の看護サービス。福祉タクシーの時間制運賃及び介護介助料金が別途発生します。
5. ペット共生サポート（オプション）：訪問看護時間内におけるペットの給餌、散歩、環境整備等。
6. 薬の受け取り代行（オプション）：受診後のお薬受け取り（同日19時までにて自宅へお届け）。
7. 消耗品の使用：甲は乙の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で乙の消耗品（器具、材料、水道、電気、ガス等）を使用する。

第3条（医療行為の実施条件）

1. 医療的ケア（診療の補助）は、主治医が発行する「診療の補助に関する指示書（訪問看護指示書その他これに準ずる文書）」を甲が受領している場合に限り、その指示内容および有効期間の範囲内で実施します。
2. 精神疾患のケアに関しても、精神科医師の指示書等を甲が受領している場合に限り、その指示内容および有効期間の範囲内で実施します。
3. 指示書に記載のない医療行為は一切行いません。
4. 指示書の取得・更新手続きおよび費用負担は乙が行い、提出がない場合は医療的ケアを提供できず、生活支援のみの提供となります。
5. 主治医が指示書の発行を拒否した場合、甲は医療的ケアを提供できません。
6. 安全確保のため、甲が医療行為の実施が危険と判断した場合、実施を見合わせる場合があります。

第4条（金銭管理・鍵の取り扱いについて）

1. 甲は、乙の金銭管理、年金管理、貸借行為その他の財産管理に関する業務を行いません。
2. 乙は、現金・貴重品等を甲の目に触れない場所に保管し、その管理について一切の責任を負うものとします。
3. 鍵を預かる場合は、書面で受領確認を行います。
4. 鍵の紛失等が発生した場合の、鍵交換費用は合理的範囲に限定します。

5. 甲に重大な過失がある場合を除き、保険範囲内で対応します。

第5条（福祉タクシー併用時の特則）

1. 福祉タクシーの運送契約は道路運送法に基づき、本契約とは別契約として扱います。
2. 運送中の医療行為は原則行わず、必要時は安全な場所に停車して実施します。
3. 交通事故については、甲が加入する自動車保険の補償範囲内で対応します。
4. 路面凍結その他の不可抗力による事故について、甲に過失がない限り責任を負いません。
5. 乙は駐車スペースの確保に協力するものとします。

第6条（料金およびキャンセル規定）

1. 料金は別紙訪問看護料金表によります。
2. 支払いは各回ごとに、現金・振込・電子決済等、事前に定めた方法で行います。
3. 乙の都合によるキャンセルについては、別紙に定めるキャンセル料を支払うものとします。
4. 深夜・早朝加算、延長料金、実費（有料道路・駐車場等）は乙の負担とします。
5. 支払いが遅延した場合、甲は遅延損害金を請求できます。
6. 支払いが複数回滞った場合、甲はサービス提供を中止することがあります。

第7条（災害・悪天候時のサービス中止）

地震、風水害、積雪、路面凍結その他の災害・悪天候等により、サービス提供が困難または危険であると甲が判断した場合、甲はサービスの提供を中止または延期することができます。この場合、甲は可能な範囲で乙に速やかに連絡するものとします。

第8条（情報提供および個人情報の取扱い）

1. 乙は既往歴、アレルギー、服薬内容、感染症等を正確に申告するものとします。
2. 甲は個人情報保護法に基づき適切に管理します。
3. 緊急時の医療機関への情報提供、主治医・ケアマネジャー等との連携に必要な範囲で情報共有することに乙は同意します。
4. 訪問記録等は一定期間保管し、法令に基づく場合を除き第三者に提供しません。

第9条（苦情申立てに対する取扱い）

1. 乙または家族等からの苦情申立てに対し、甲は迅速かつ誠実に対応します。
2. 苦情申立てを理由として、乙に対し不利益な取扱いを行うことはありません。

第10条（緊急時対応および延命意思）

1. サービス提供中に急変が生じた場合、甲は乙または家族の承諾を待たず、看護師としての専門的判断に基づき救急要請を行うことがあります。
2. 救急搬送費用は乙の負担とします。
3. 生命身体の保護のため緊急性が高いと判断した場合、甲は家族等への連絡前に乙の居宅へ立ち入ることがあります。
4. 搬送先の選定は救急隊の判断に委ねます。
5. 延命治療に関する乙の意思は尊重しますが、法的拘束力はありません。
6. 救急隊または医療機関へ乙を適切に引き継いだ時点をもって、甲の現場における応急対応は終了するものとします。

第 11 条（賠償責任の範囲と限定）

1. 甲の故意または過失により乙に損害を与えた場合、加入する賠償責任保険の範囲内で賠償します。
2. 以下の場合、甲は責任を負いません。
 - ・ 医療上の不可抗力、持病の自然経過、予測困難な急変
 - ・ 乙の指示・依頼に基づく行為
 - ・ 地震・災害等の不可抗力
 - ・ 乙または家族の虚偽申告に起因する損害
 - ・ 乙の飼育するペットの予測不能な行動
3. 甲の賠償責任は、故意または重過失がある場合を除き、加入保険の支払限度額を上限とします。

第 12 条（家族代表者の責任）

1. 乙は緊急連絡、判断能力低下時の代理決定、支払い等を行う家族代表者を指定します。
2. 家族代表者は乙と連帯して本契約上の債務を負います。
3. 家族間のトラブルについて甲は関与しません。
4. 家族代表者の変更は書面で行います。

第 13 条（契約解除・中止）

1. 甲は以下の場合、即時に契約を解除またはサービスを中止できます。
 - ・ 指示書が提出されない、または有効期限切れ
 - ・ 乙または家族による暴言・暴力・セクハラ等
 - ・ 料金の支払い滞納
 - ・ 虚偽申告
 - ・ 感染症等により安全確保が困難
 - ・ 反社会的勢力との関係が判明
 - ・ 法令違反行為の依頼※虐待が疑われる場合、甲は市町村へ通報します。
2. 乙は、甲に対して1週間前までに通知することにより、本契約を解約することができる。

第 14 条（契約期間および更新）

契約期間は契約締結日から1年間とし、特段の申し出がない限り自動更新とします。料金改定時は事前に通知します。

第 15 条（裁判管轄）

本契約に関する紛争は、苫小牧市を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。契約が成立したので、本書2通を作成し、甲乙が記名捺印のうえ各1通を保有する。

契約締結日：令和 年 月 日甲（事業者）

住所：
氏名： 印
乙（利用者）
住所：
氏名： 印
家族代表者（兼 連帯保証人）
住所：
氏名： 印